

農業者や地権者の皆さんは必ずご確認ください

# 交付対象水田が見直し されました

**5年間水張りをしない水田は  
交付対象外となります**

現在、水田で対象作物（そば、大豆、麦など）を作付けした場合、国から「水田活用の直接支払交付金」が交付されています。令和4年度から8年度までの5年間で、一度も水張りを実施していない水田は、令和9年度より交付対象水田から除外されます。一度、交付対象外の水田となれば、所有者や耕作者が変更されたとしても、交付対象水田に戻ることはありません。



令和8年度までに水張りをしていない水田は、交付対象外の水田となりますのでご注意ください

ません。

また、交付金を申請していない場合でも、令和8年度までに水張りをしていない水田は、すべて交付対象外の水田となりますのでご注意ください（[下図参照](#)）。

## 1か月以上の湛水管理を 検討しましょう

水張りとは、原則「水稻作付けによる」となっていますが、次の場合は水張りを行ったものとみなすことができます。※基盤整備事業などで水稻作付けが困難であると確認できる場合を除く

### 水張りとはみなす条件

- 1か月以上の湛水管理を実施すること
- 収量の低下が生じていないこと

### 湛水管理の確認方法

湛水管理を実施する際は、事前に農政課へ連絡し、次の書類を提出してください。

▼提出物：◎地名地番・土地面積・

## 畑地化促進事業を活用ください

水張りが困難な場合は、「畑地化促進事業」を活用することで、申請後5年間、交付金を受けることができます。

なお、本事業は令和8年度で終了します。活用を希望される人は、お早めに申請ください。

対象となる人には別途、要望調査を送付します。詳細はお問い合わせください。

●問い合わせ…農政課(☎23-9973)

湛水管理開始日・終了日を記載した作業日誌◎湛水管理開始直後と終了直前の写真※一筆ごとに撮影日が分かるよう管理してください

### 湛水管理の注意点

河川から取水している地区では、かんがい期間中に湛水管理を実施する必要があります。作物によっては、湛水管理が可能な時期が限られますので、計画的に実施してください。

●問い合わせ…農政課  
(☎23・9973)



## 〈図〉交付対象水田と交付対象外の水田(令和6年度時点)

